

対EU輸出水産食品の取扱要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 認定施設の認定に係る手続等 (1) ～ (7) (略) (8) 標準処理期間 <u>認定施設の認定に係る申請があった場合、地方厚生局長及び都道府県知事等は、要件を満たしている旨通知するまでの手続について、次に掲げる期間内に実施するよう努めるものとする。なお、当該期間には、申請を補正するために要する期間、申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間、申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間及び申請者の都合により稼働状況を確認するための現地調査が実施できない期間は含まないものとする。</u> ア 施設認定申請 90日 イ 変更承認申請 60日</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 登録施設等の登録に係る手続等 (1) ～ (2) (略) (3) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録手続等 ア～ケ (略) <u>コ 標準処理期間</u> <u>養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録に係る申請があった場合、都道府県知事は、要件を満たしている旨通知するまでの手続について、30日以内に実施するよう努めるものとする。なお、</u></p>	<p>別紙 対EU輸出水産食品の取扱要領</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. 認定施設の認定に係る手続等 (1) ～ (7) (略) (8) 標準処理期間 <u>認定施設の認定に係る申請があった場合、地方厚生局は都道府県知事等から書類が示されてから、要件を満たしている旨通知するまでの手続について、次に掲げる期間内に実施するよう努めるものとする。なお、当該期間には、申請を補正するために要する期間、申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間、申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間及び申請者の都合により稼働状況を確認するための現地調査が実施できない期間は含まないものとする。</u> ア 施設認定申請 120日 イ 変更承認申請 60日</p> <p>7. (略)</p> <p>8. 登録施設等の登録に係る手続等 (1) ～ (2) (略) (3) 養殖場等、EU向け冷凍船及び生産漁船の登録手続等 ア～ケ (略) (新設)</p>

当該期間には、申請を補正するために要する期間、申請者が当該申請の内容を変更するために要する期間、申請者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間及び申請者の都合により稼働状況を確認するための現地調査が実施できない期間は含まないものとする。

サ その他（略）

(4) ～ (5) (略)

9. ～ 11. (略)

コ その他

水産庁漁政部加工流通課は、EU向け冷凍船又は生産漁船を所管する又は入港先の都道府県水産部局と協議した上で、必要と認める場合、水産庁職員を派遣し、都道府県が実施する現地調査について指導、協力及び支援を行うことができる。

また、水産庁長官又は農林水産省消費・安全局長は、当該登録に問題があると判断した場合は、都道府県知事に対し、その旨を文書により通知し、都道府県知事はこれを踏まえ必要な措置をとること。

(4) ～ (5) (略)

9. ～ 11. (略)